第318号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 4月19日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤ 株式売買の損失の損益通算

Q：株式を売却し、譲渡損失が生じました。株式に係る損失の損益通算について教えてください。今年の所得状況の見込みは、次のとおりです。なお、株式については、申告分離課税をしています。

- 事業所得　1，000万円
- A株式に係る譲渡所得　△500万円
- B株式に係る譲渡所得　300万円

A：まず、株式等に係る所得の金額とそれ以外の所得の金額と区別して考えてください。

株式等に係る所得については、次のように取り扱います。

①株式等の譲渡により生じた損失の金額は、すべての所得の金額と損益通算することはできません。株式等に係る譲渡所得等の金額の中で通算し、通算後、損失の金額があってもないものとします。つまり、ゼロとします。

②①より、通算後、損失の金額はないものとされますので翌年に繰り越すこともできません。

③他の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できません。

ご質問の場合、A株式に係る譲渡所得の損失の金額500万円は、B株式に係る譲渡所得の金額300万円と通算しますが通算後の損失200万円についてはないものとし、事業所得の金額から控除することはできません。